

改正後

(容器検査の申請)

第四条 法第四十四条第一項本文の規定により、容器検査を受けようとする者は、様式第一の容器検査申請書を容
器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に係るものについては、容器の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市）以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長）
、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

様式第 1（第 4 条関係）

[略]

殿

[略]

様式第 2（第 9 条関係）

[略]

殿

改正前

(容器検査の申請)

第四条 法第四十四条第一項本文の規定により、容器検査を受けようとする者は、様式第一の容器検査申請書を容
器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に係るものについては、容器の所在地を管轄する都道府県知事）
、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

様式第 1（第 4 条関係）

[略]

産業保安監督部長

(都道府県知事)

殿

高圧ガス保安協会

指定容器検査機関

[略]

様式第 2（第 9 条関係）

[略]

産業保安監督部長

(都道府県知事)

殿

[略]

様式第 3 (第14条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 4 (第23条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 5 (第30条関係)

[略]

殿

様式第 6 (第31条関係)

[略]

高圧ガス保安協会
指定容器検査機関
[略]

様式第 3 (第14条関係)

[略]

産業保安監督部長
(都道府県知事) 殿

高圧ガス保安協会
指定容器検査機関

[略]

様式第 4 (第23条関係)

[略]

産業保安監督部長

殿
(都道府県知事)

[略]

様式第 5 (第30条関係)

[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第 6 (第31条関係)

[略]

殿

[略]

様式第7 (第32条関係)

[略]

上記のとおり登録する。

年 月 日

都道府県知事

指定都市の長

印

[略]

様式第8 (第35条関係)

[略]

殿

[略]

様式第9 (第39条関係)

[略]

殿

[略]

様式第10 (第41条第1項関係)

都道府県知事 殿

[略]

様式第7 (第32条関係)

[略]

上記のとおり登録する。

年 月 日

都道府県知事 印

[略]

様式第8 (第35条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第9 (第39条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第10 (第41条第1項関係)

[略]

殿

[略]

様式第11 (第41条第3項関係)

[略]

殿

[略]

様式第12 (第46条第1項関係)

[略]

殿

[略]

様式第13 (第46条第2項関係)

[略]

殿

[略]

様式第15 (第49条関係)

[略]

殿

[略]

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第11 (第41条第3項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第12 (第46条第1項関係)

[略]

高压ガス保安協会

殿

[略]

検査組織等調査機関

様式第13 (第46条第2項関係)

[略]

容器等製造業者 殿

[略]

様式第15 (第49条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第16 (第51条関係)

[略]

殿

[略]

様式第17 (第52条関係)

[略]

殿

[略]

様式第18 (第53条関係)

[略]

殿

[略]

様式第19 (第54条第1項関係)

[略]

殿

[略]

様式第20 (第54条第2項関係)

[略]

殿

[略]

様式第21 (第54条第3項関係)

様式第16 (第51条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第17 (第52条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第18 (第53条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第19 (第54条第1項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第20 (第54条第2項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第21 (第54条第3項関係)

[略]

殿

[略]

様式第22 (第55条第1項関係)

[略]

殿

[略]

様式第23 (第55条第2項関係)

[略]

殿

[略]

様式第24 (第55条第3項関係)

[略]

殿

[略]

様式第25 (第57条関係)

[略]

殿

[略]

高圧ガス保安協会

殿

検査組織等調査機関

[略]

様式第22 (第55条第1項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第23 (第55条第2項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第24 (第55条第3項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第25 (第57条関係)

[略]

経済産業大臣

殿

(都道府県知事)

[略]

様式第27 (第60条関係)

[略]

殿

[略]

様式第29 (第63条関係)

[略]

殿

[略]

様式第31 (第66条関係)

[略]

殿

[略]

様式第33 (第69条関係)

[略]

[略]

様式第27 (第60条関係)

[略]

高圧ガス保安協会

殿

検査組織等調査機関

[略]

様式第29 (第63条関係)

[略]

経済産業大臣

殿

(都道府県知事)

[略]

様式第31 (第66条関係)

[略]

高圧ガス保安協会

殿

指定容器検査機関

[略]

様式第33 (第69条関係)

[略]

産業保安監督部長

<p>_____ 殿</p> <p>[略]</p> <p>様式第34 (第70条関係) [略]</p> <p>_____ 殿</p> <p>[略]</p>	<p>_____ 殿 (<u>都道府県知事</u>)</p> <p>[略]</p> <p>様式第34 (第70条関係) [略]</p> <p><u>産業保安監督部長</u></p> <p>_____ 殿 (<u>都道府県知事</u>)</p> <p>[略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第20号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第十条、第十条の二、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第三項、第二十四条第一項、第二十六条の二、第二十九条第一項及び第二項、第三十五条第一項及び第四項、第三十七条、第三十九条第二項、第四十条第三項、第四十一条第三項及び第五項、第四十二条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

表 [略]

改正前

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

表 [略]

2 「略」

(完成検査の申請等)

第二十一条 法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設について都道府県知事又は指定都市の長が行う完成検査を受けようとする第一種製造者は、様式第七の製造施設完成検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は指定都市の長は、法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第八の製造施設完成検査証を交付するものとする。

(協会等が行う完成検査の申請等)

第二十二条 前条の規定は、協会が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第

2 「略」

(完成検査の申請等)

第二十一条 法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする第一種製造者は、様式第七の製造施設完成検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第八の製造施設完成検査証を交付するものとする。

(協会等が行う完成検査の申請等)

第二十二条 前条の規定は、協会が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第

一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

3 「略」

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第二十六条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第十三の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事(当該販売所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十八条及び第三十条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡(その事業の全部を譲り渡すものを除く。)、遺贈又は分割(その事業の全部を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届き出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 「略」

(輸入検査の申請等)

第三十一条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第十八の輸入検査申請書に様式第十八の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、高圧ガスの陸揚地を管轄

一号」と、同条第一項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

3 「略」

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第二十六条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第十三の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡(その事業の全部を譲り渡すものを除く。)、遺贈又は分割(その事業の全部を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届き出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 「略」

(輸入検査の申請等)

第三十一条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第十八の輸入検査申請書に様式第十八の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、高圧ガスの陸揚地を管轄

する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次條第二項及び第四項並びに第三十一條の四第一項において同じ。）に提出しなければならない。

2 「略」

3 都道府県知事又は指定都市の長は、輸入をした高压ガスが第三十一條の三の基準に適合していると認めるときは、様式第十九の輸入検査合格証を交付するものとする。

（協会等が行う輸入検査の申請等）

第三十一條の二 前條の規定は、協会が行う輸入検査に準用する。この場合において、同條第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合あつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次條第二項及び第四項並びに第三十一條の四第一項において同じ。）」とあるのは「協会」と、同條第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前條の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。この場合において、同條第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域

する都道府県知事に提出しなければならない。

2 「略」

3 都道府県知事は、輸入をした高压ガスが第三十一條の三の基準に適合していると認めるときは、様式第十九の輸入検査合格証を交付するものとする。

（協会等が行う輸入検査の申請等）

第三十一條の二 前條の規定は、協会が行う輸入検査に準用する。この場合において、同條第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同條第三項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前條の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。この場合において、同條第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定輸入検査機

内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一條の四第一項において同じ。」とあるのは「指定輸入検査機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。

4 「略」

(危害予防規程の届出等)

第三十五条 「略」

2～5 「略」

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域において冷凍に係る高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事(当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長)に提出しなければならぬ。

7 「略」

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本

関」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。

4 「略」

(危害予防規程の届出等)

第三十五条 「略」

2～5 「略」

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域において冷凍に係る高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならぬ。

7 「略」

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本

海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において冷凍に係る高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならぬ。

（冷凍保安責任者の選任等）

第三十六条 「略」

2 「略」

3 法第二十七条の四第一項第二号に規定する冷凍保安責任者を選任する必要のない第二種製造者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン以上（二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）にあつては、二十トン以上。アンモニア又はフルオロカーボン（可燃性ガスに限る。）にあつては、五トン以上二十トン未満。）のものを使用して高圧ガスを製造する者

二 「略」

（特定施設の範囲等）

第四十条 「略」

海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において冷凍に係る高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

（冷凍保安責任者の選任等）

第三十六条 「略」

2 「略」

3 法第二十七条の四第一項第二号に規定する冷凍保安責任者を選任する必要のない第二種製造者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン以上（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）にあつては、二十トン以上。アンモニア又はフルオロカーボン（不活性のものを除く。）にあつては、五トン以上二十トン未満。）のものを使用して高圧ガスを製造する者

二 「略」

（特定施設の範囲等）

第四十条 「略」

2 法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査は、三年以内に少なくとも一回以上行うものとする。

3 「略」

4 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第二十四の保安検査証を交付するものとする。

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第四十一条 「略」

2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の規定により、協会」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第二十五の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事又は指定都

2 法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事が行う保安検査は、三年以内に少なくとも一回以上行うものとする。

3 「略」

4 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第二十四の保安検査証を交付するものとする。

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第四十一条 「略」

2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の規定により、協会」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする第一種製造者は、様式第二十五の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」とあるの

市の長」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(身分を示す証票)

第六十七条 法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は、様式第四十五とする。

(事故届)

第六十八条 法第六十三条の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第四十六の事故届書を、事故の発生した場所を管轄する都道府県知事(当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

は「法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする第一種製造者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(身分を示す証票)

第六十七条 法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事がその職員に携帯させる証票は、様式第四十五とする。

(事故届)

第六十八条 法第六十三条の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第四十六の事故届書を、事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(産業保安監督部長に対する都道府県知事等の報告)

第六十八条の二 都道府県知事又は指定都市の長は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第四十七の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

表 「略」

2 都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第四十八の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

(条例等に係る適用除外)

第七十条 第四十二条、第五十五条、第六十七条及び第六十八条(都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定め別に段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第1 (第3条関係)

[略]

殿

[略]

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

第六十八条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第四十七の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

表 「略」

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第四十八の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

(条例等に係る適用除外)

第七十条 第四十二条、第五十五条、第六十七条及び第六十八条(都道府県知事の仕事に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め別に段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第1 (第3条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 2 (第 4 条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 3 (第 9 条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 3 の 2 (第 9 条の 2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第 4 (第 14 条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 5 (第 15 条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 2 (第 4 条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 3 (第 14 条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 3 の 2 (第 9 条の 2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 4 (第 14 条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 5 (第 15 条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 6 (第18条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 7 (第21条及び第22条関係)

[略]

殿

備考 1・2 [略]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
とができる。この場合において、署名は必ず本人が自
署するものとする。

様式第 8 (第21条及び第22条関係)

[略]

都道府県知事 指定都市の長 高圧ガス保安協会 指定完成検査機関名	印
---	---

様式第 6 (第18条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 7 (第21条及び第22条関係)

[略]

都道府県知事 高圧ガス保安協会 指定完成検査機関名	殿
---------------------------------	---

備考 1・2 [略]

3 []内は該当する一機関名を記載すればよい。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
とができる。この場合において、署名は必ず本人が自
署するものとする。

様式第 8 (第21条及び第22条関係)

[略]

都道府県知事 高圧ガス保安協会 指定完成検査機関名	印
---------------------------------	---

[略]

様式第9 (第22条関係)

[略]

殿

[略]

様式第10 (第22条関係)

[略]

殿

[略]

様式第11 (第24条関係)

[略]

殿

[略]

様式第12 (第24条関係)

[略]

殿

[略]

様式第13 (第26条関係)

[略]

殿

[略]

様式第9 (第22条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第10 (第22条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第11 (第24条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第12 (第24条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第13 (第26条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第13の2 (第26条の2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第14 (第28条関係)

[略]

殿

[略]

様式第15 (第29条関係)

[略]

殿

[略]

様式第16 (第29条関係)

[略]

殿

[略]

様式第17 (第30条関係)

[略]

殿

[略]

[略]

様式第13の2 (第26条の2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第14 (第28条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第15 (第29条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第16 (第29条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第17 (第30条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第18 (第31条関係)

[略]

殿

[略]

様式第19 (第31条関係)

[略]

都道府県知事
指定都市の長
高圧ガス保安協会
指定輸入検査機関名
印

[略]

様式第19の2 (第31条の2関係)

[略]

殿

[略]

様式第19の3 (第31条の2関係)

様式第18 (第31条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定輸入検査機関名
殿

[略]

様式第19 (第31条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定輸入検査機関名
印

[略]

様式第19の2 (第31条の2関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第19の3 (第31条の2関係)

[略]

殿

[略]

様式第19の4 (第31条の2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第19の5 (第31条の2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第20 (第35条 関係)

[略]

殿

[略]

様式第21 (第37条 関係)

[略]

殿

[略]

様式第22 (第39条 関係)

[略]

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第19の4 (第31条の2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第19の5 (第31条の2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第20 (第35条 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第21 (第37条 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第22 (第39条 関係)

[略]

殿

[略]

様式第38 (第79条、第80条関係)

[略]

殿

備考 1・2 [略]

- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
とができる。この場合において、署名は必ず本人が自
署するものとする。

様式第24 (第40条及び第41条関係)

[略]

都道府県知事 指定都市の長 高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名	印
---	---

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第23 (第40条及び第41条関係)

[略]

都道府県知事 高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名	殿
---------------------------------	---

備考 1・2 [略]

- 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
とができる。この場合において、署名は必ず本人が自
署するものとする。

様式第24 (第40条及び第41条関係)

[略]

都道府県知事 高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名	印
---------------------------------	---

[略]

様式第25 (第41条関係)

[略]

殿

[略]

様式第26 (第41条関係)

[略]

殿

[略]

様式第27 (第42条関係)

[略]

殿

[略]

様式第28 (第42条関係)

[略]

殿

[略]

様式第29 (第46条関係)

[略]

殿

[略]

様式第25 (第41条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第26 (第41条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第27 (第42条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第28 (第42条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第29 (第46条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第31 (第48条関係)

[略]

殿

[略]

様式第33 (第50条関係)

[略]

殿

[略]

様式第35 (第50条関係)

[略]

殿

[略]

様式第37 (第52条関係)

[略]

殿

様式第31 (第48条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第33 (第50条関係)

[略]

殿

[略]

様式第35 (第50条関係)

[略]

殿

[略]

様式第37 (第52条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第38 (第52条関係)

[略]

殿

[略]

様式第39 (第55条関係)

[略]

殿

[略]

様式第40 (第55条関係)

[略]

殿

[略]

様式第41 (第56条関係)

[略]

殿

[略]

[略]

様式第38 (第52条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第39 (第55条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第40 (第55条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第41 (第56条関係)

[略]

経済産業大臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関
殿

[略]

様式第43 (第59条関係)

[略]

殿

[略]

様式第43の2 (第62条の2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第45 (第67条関係)

第 1 頁

[略]

第 号	職 氏	生 年 月 日
名		
[略]		
高压ガス保安法第62条		

様式第43 (第59条関係)

[略]

経 済 産 業 大 臣 高 圧 ガ ス 保 安 協 会 指 定 設 備 認 定 機 関	殿
---	---

[略]

様式第43の2 (第62条の2 関係)

[略]

経 済 産 業 大 臣 高 圧 ガ ス 保 安 協 会 指 定 設 備 認 定 機 関	殿
---	---

[略]

様式第45 (第67条関係)

第 1 頁

[略]

第 号	職 氏	生 年 月 日
名		
[略]		
高压ガス保安法第62条		

立入検査証

の規定による

年 月 日 発行

有効期間

印

第 2 頁

高圧ガス保安法抜粋

第62条 [略]

第79条の3 (略) 第62条第1項(略)の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市において、指定都市の長が処理するものとする。この場合において、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。(略)

第83条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第46 (第68条関係)

[略]

殿

立入検査証

の規定による

年 月 日 発行

有効期間

印

第 2 頁

高圧ガス保安法抜粋

第62条 [略]

第83条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第46 (第68条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第47 (第68条の2関係)
[略]

都道府県知事
指定都市の長
印

殿

備考

- 1 [略]
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。
- 4 [略]

様式第48 (第68条の2関係)
[略]

都道府県知事
指定都市の長
印

殿

備考 1 [略]

[略]

様式第47 (第68条の2関係)
[略]

都道府県知事
印

産業保安監督部長
殿

備考

- 1 [略]
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 [略]

様式第48 (第68条の2関係)
[略]

都道府県知事
印

産業保安監督部長
殿

備考 1 [略]

<p><u>2</u> ×印の項は記載しないこと。 <u>3</u> 「」内は該当する一機関名を記載すればよい。 <u>4</u> [略]</p>	<p><u>2</u> ×印の項は記載しないこと。 <u>3</u> [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所の所在地が地方自治法(昭和二十二年法律六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。))第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項及び第四項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第二項、第四項及び第五項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。)に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略すること

改正前

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

ができる。

2 「略」

(第一種貯蔵所の設置の許可の申請)

第二十一条 法第十六条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第七の第一種貯蔵所設置許可申請書に第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面並びに第四号に掲げる図面を添えて、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十六条及び第四十三条において同じ。)に提出しなければならない。

一〇四 「略」

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

第二十五条 法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十八条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

(第二種貯蔵所に係る変更の工事の届出)

2 「略」

(第一種貯蔵所の設置の許可の申請)

第二十一条 法第十六条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第七の第一種貯蔵所設置許可申請書に第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面並びに第四号に掲げる図面を添えて、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 「略」

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

第二十五条 法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(第二種貯蔵所に係る変更の工事の届出)

第三十条 法第十九条第四項の規定により届出をしようとする第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十二の第二種貯蔵所位置等変更届書に変更明細書を添えて、第二種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該第二種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第二種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

2 「略」

（完成検査の申請等）

第三十二條 法第二十條第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事又は指定都市の長が行う完成検査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、製造施設にあつては様式第十三の製造施設完成検査申請書を、第一種貯蔵所にあつては様式第十四の第一種貯蔵所完成検査申請書を、それぞれ事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十五條第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は指定都市の長は、法第二十條第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八條第一号

第三十条 法第十九条第四項の規定により届出をしようとする第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十二の第二種貯蔵所位置等変更届書に変更明細書を添えて、第二種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 「略」

（完成検査の申請等）

第三十二條 法第二十條第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、製造施設にあつては様式第十三の製造施設完成検査申請書を、第一種貯蔵所にあつては様式第十四の第一種貯蔵所完成検査申請書を、それぞれ事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、法第二十條第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八條第一号の経済産業省令で

の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の製造施設完成検査証を、第一種貯蔵所が法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十六の第一種貯蔵所完成検査証を交付するものとする。

(協会等による完成検査証の届出等)

第三十三条 前条の規定は、協会が行う完成検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長)」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合(当該事業所

定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の製造施設完成検査証を、第一種貯蔵所が法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十六の第一種貯蔵所完成検査証を交付するものとする。

(協会等による完成検査証の届出等)

第三十三条 前条の規定は、協会が行う完成検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「都道府県知事が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関

又は第一種貯蔵所に係る事務のうち、令第二十二條に規定するものに係る場合を除く。）にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次條第二項及び第四項並びに第三十五條第一項及び第二項において同じ。）とあるのは「指定完成検査機関」と、同條第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

4 法第二十條第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第十八の指定完成検査機関完成検査受検届書を、完成検査を受けた事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

」と読み替えるものとする。

4 法第二十條第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第十八の指定完成検査機関完成検査受検届書を、完成検査を受けた事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（販売業者に係る販売の事業の届出）

第三十八條 法第二十條の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。第四十四條

（販売業者に係る販売の事業の届出）

第三十八條 法第二十條の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き液化石油ガスの販売の事業

及び第七十二条において同じ。)に提出しなければならぬ。
ただし、事業の譲渡(その事業の全部を譲り渡すものを除く。
)、遺贈又は分割(その事業の全部を承継させるものを除く。
)により引き続き液化石油ガスの販売の事業を営もうとする者
が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略する
ことができる。

2 「略」

(輸入検査の申請等)

第四十五条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受
けようとする者は、様式第二十六の輸入検査申請書に様式第二
十六の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、液化石油ガスの陸揚
地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内に
ある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規
定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄す
る指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十五條の五
第一項及び第二項において同じ。)に提出しなければならない。

2 「略」

3 都道府県知事又は指定都市の長は、輸入をした高圧ガス及び
その容器が第四十五條の三の基準に適合していると認めるとき
は、様式第二十七の輸入検査合格証を交付するものとする。

(協会等が行う輸入検査の申請等)

第四十五條の二 前條の規定は、協会が行う輸入検査に準用する
。この場合において、同條第一項中「法第二十二條第一項本文

を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類
の添付を省略することができる。

2 「略」

(輸入検査の申請等)

第四十五条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受
けようとする者は、様式第二十六の輸入検査申請書に様式第二
十六の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、液化石油ガスの陸揚
地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 「略」

3 都道府県知事は、輸入をした高圧ガス及びその容器が第四
十五條の三の基準に適合していると認めるときは、様式第二十七
の輸入検査合格証を交付するものとする。

(協会等が行う輸入検査の申請等)

第四十五條の二 前條の規定は、協会が行う輸入検査に準用する
。この場合において、同條第一項中「法第二十二條第一項本文

「とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次條第二項及び第四項並びに第四十五條の五第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「協会」と、同條第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2
〔略〕

3 前條の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。この場合において、同條第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次條第二項及び第四項並びに第四十五條の五第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「指定輸入検査機関」と、同條第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。

4
〔略〕

（危害予防規程の届出等）

第六十一條 〔略〕

2～5 〔略〕

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三條第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域

「とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同條第三項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2
〔略〕

3 前條の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。この場合において、同條第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「液化石油ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定輸入検査機関」と、同條第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。

4
〔略〕

（危害予防規程の届出等）

第六十一條 〔略〕

2～5 〔略〕

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三條第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域

の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において液化石油ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事（当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

7 「略」

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において液化石油ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

（特定施設の範囲等）

第七十七條 「略」

2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行うものとする。

の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において液化石油ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならない。

7 「略」

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において液化石油ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（特定施設の範囲等）

第七十七條 「略」

2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事が行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行うものとする。ただし、使用を

。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

一・二 「略」

3 5 「略」

6 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。

（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）

第七十八条 「略」

2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

休止した特定施設であつて、様式第三十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

一・二 「略」

3 5 「略」

6 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。

（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）

第七十八条 「略」

2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(身分を示す証票)

第九十五条 法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は、様式第五十六とする。

(事故届)

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする第一種製造者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(身分を示す証票)

第九十五条 法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事がその職員に携帯させる証票は、様式第五十六とする。

(事故届)

第九十六条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合に提出しなければならない。）

（産業保安監督部長に対する都道府県知事等の報告）

第九十六条の二 都道府県知事又は指定都市の長は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項（特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。）について適当な方法により当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十八の事故報告書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十八の二の事故報告書）を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

表 「略」

2 都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第五十九の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

第九十六条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事は事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告）

第九十六条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項（特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。）について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十八の事故報告書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十八の二の事故報告書）を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

表 「略」

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第五十九の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

(条例等に係る適用除外)

第九十九条 第七十九条、第九十二条、第九十五条及び第九十六条
条(都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。
)の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定め
に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第 1 (第 3 条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 2 (第 4 条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 3 (第10条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 3 の 2 (第10条の 2 関係)

[略]

殿

[略]

(条例等に係る適用除外)

第九十九条 第七十九条、第九十二条、第九十五条及び第九十六
条(都道府県知事の仕事に係る部分に限る。)の規定は、都道
府県の条例、規則その他の定め
に別段の定めがあるときは、そ
の限度において適用しない。

様式第 1 (第 3 条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 2 (第 4 条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 3 (第10条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 3 の 2 (第10条の 2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 4 (第15条 関係)

[略]

殿

[略]

様式第 5 (第16条 関係)

[略]

殿

[略]

様式第 6 (第17条 関係)

[略]

殿

[略]

様式第 7 (第21条 関係)

[略]

殿

[略]

様式第 8 (第25条 関係)

[略]

殿

[略]

様式第 4 (第15条 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 5 (第16条 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 6 (第17条 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 7 (第21条 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 8 (第25条 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 9 (第26条関係)

[略]

殿

[略]

様式第10 (第28条関係)

[略]

殿

[略]

様式第11 (第29条関係)

[略]

殿

[略]

様式第12 (第30条関係)

[略]

殿

[略]

様式第13 (第32条関係)

[略]

殿

様式第 9 (第26条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第10 (第28条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第11 (第29条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第12 (第30条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第13 (第32条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定完成検査機関名

殿

備考 1・2 [略]

3 氏名を記載し、押印することによって、署名すること
ができる。この場合において、署名は必ず本人が自署す
るものとする。

様式第14 (第32条、第33条関係)

[略]

殿

備考 1・2 [略]

3 氏名を記載し、押印することによって、署名すること
ができる。この場合において、署名は必ず本人が自署す
るものとする。

様式第15 (第32条関係)

[略]

〔 都 道 府 県 知 事 〕

備考 1・2 [略]

3 〔 〕内は該当する一機関名を記載すればよい。
4 氏名を記載し、押印することによって、署名すること
ができる。この場合において、署名は必ず本人が自署す
るものとする。

様式第14 (第32条、第33条関係)

[略]

〔 都 道 府 県 知 事
高 圧 ガ ス 保 安 協 会
指 定 完 成 検 査 機 関 名 〕
殿

備考 1・2 [略]

3 〔 〕内は該当する一機関名を記載すればよい。
4 氏名を記載し、押印することによって、署名すること
ができる。この場合において、署名は必ず本人が自署す
るものとする。

様式第15 (第32条関係)

[略]

〔 都 道 府 県 知 事 〕

指定都市の長
高圧ガス保安協会
指定完成検査機関名
印

[略]

様式第16 (第32条関係)

[略]

都道府県知事
指定都市の長
高圧ガス保安協会
指定完成検査機関名
印

[略]

様式第17 (第33条関係)

[略]

殿
[略]

様式第18 (第33条関係)

[略]

殿
[略]

高圧ガス保安協会
指定完成検査機関名
印

[略]

様式第16 (第32条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定完成検査機関名
印

[略]

様式第17 (第33条関係)

[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第18 (第33条関係)

[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第19 (第35条関係)

[略]

殿

[略]

様式第20 (第35条関係)

[略]

殿

[略]

様式第21 (第38条関係)

[略]

殿

[略]

様式第21の2 (第38条の2関係)

[略]

殿

[略]

様式第22 (第42条関係)

[略]

殿

[略]

様式第23 (第42条関係)

様式第19 (第35条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第20 (第35条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第21 (第38条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第21の2 (第38条の2関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第22 (第42条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第23 (第42条関係)

[略]

殿

[略]

様式第24 (第43条関係)

[略]

殿

[略]

様式第25 (第44条関係)

[略]

殿

[略]

様式第26 (第45条関係)

[略]

殿

[略]

様式第27 (第45条関係)

[略]

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第24 (第43条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第25 (第44条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第26 (第45条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定輸入検査機関名

殿

[略]

様式第27 (第45条関係)

[略]

都道府県知事
指定都市の長
高圧ガス保安協会
指定輸入検査機関名
印

[略]

様式第27の2 (第45条の2関係)

[略]

殿

[略]

様式第27の3 (第45条の2関係)

[略]

殿

[略]

様式第27の4 (第45条の5関係)

[略]

殿

[略]

様式第27の5 (第45条の5関係)

[略]

殿

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定輸入検査機関名
印

[略]

様式第27の2 (第45条の2関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第27の3 (第45条の2関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第27の4 (第45条の5関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第27の5 (第45条の5関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第28 (第51条関係)

[略]

殿

[略]

様式第28の2 (第51条の2関係)

[略]

殿

[略]

様式第29 (第54条関係)

[略]

殿

[略]

様式第30 (第56条関係)

[略]

殿

[略]

様式第31 (第61条関係)

[略]

殿

[略]

様式第28 (第51条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第28の2 (第51条の2関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第29 (第54条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第30 (第56条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第31 (第61条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第32 (第65条関係)

[略]

殿

[略]

様式第32の2 (第65条関係)

[略]

殿

[略]

様式第33 (第69条関係)

[略]

殿

[略]

様式第34 (第72条関係)

[略]

殿

[略]

様式第35 (第73条関係)

[略]

殿

[略]

様式第36 (第76条関係)

様式第32 (第65条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第32の2 (第65条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第33 (第69条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第34 (第72条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第35 (第73条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第36 (第76条関係)

[略]

殿

[略]

様式第36の2 (第77条、第78条関係)

[略]

殿

[略]

様式第37 (第77条、第78条関係)

[略]

殿

備考 1～4 [略]

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第38 (第77条、第78条関係)

[略]

都道府県知事

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第36の2 (第77条、第78条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第37 (第77条、第78条関係)

[略]

殿

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名

備考 1～4 [略]

5 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。

6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第38 (第77条、第78条関係)

[略]

都道府県知事

指定都市の長
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
印

[略]

様式第39 (第78条関係)

[略]

殿

[略]

様式第40 (第78条関係)

[略]

殿

[略]

様式第41 (第79条関係)

[略]

殿

[略]

様式第42 (第79条関係)

[略]

殿

[略]

高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
印

[略]

様式第39 (第78条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第40 (第78条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第41 (第79条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第42 (第79条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第43 (第83条関係)

[略]

殿

[略]

様式第45 (第85条関係)

[略]

殿

[略]

様式第47 (第87条関係)

[略]

殿

[略]

様式第49 (第87条関係)

[略]

殿

様式第43 (第83条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第45 (第85条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第47 (第87条関係)

[略]

殿

〔 高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名 〕

[略]

様式第49 (第87条関係)

[略]

殿

〔 高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名 〕

[略]

様式第51 (第89条関係)

[略]

殿

[略]

様式第52 (第89条関係)

[略]

殿

[略]

様式第53 (第92条関係)

[略]

殿

[略]

様式第54 (第92条関係)

[略]

殿

[略]

様式第54の2 (第92条の2関係)

[略]

殿

[略]

[略]

様式第51 (第89条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第52 (第89条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第53 (第92条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第54 (第92条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第54の2 (第92条の2関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第54の3 (第92条の2関係)

[略]

殿

[略]

様式第54の6 (第92条の5関係)

[略]

殿

[略]

様式第54の7 (第92条の5関係)

[略]

殿

[略]

様式第56 (第95条関係)

第 1 頁

[略]

第 号	職 氏 生 年 月 日 名
高压ガス保安法第62条	立 入 検 査 証
の規定による	

様式第54の3 (第92条の2関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第54の6 (第92条の5関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第54の7 (第92条の5関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第56 (第95条関係)

第 1 頁

[略]

第 号	職 氏 生 年 月 日 名
高压ガス保安法第62条	立 入 検 査 証
の規定による	

年 月 日 発 行

有効期間

印

第 2 頁

高圧ガス保安法抜粋

第62条 [略]

第79条の3 (略) 第62条第1項(略)の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合において、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。(略)

第83条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第57 (第96条関係)

[略]

殿

[略]

年 月 日 発 行

有効期間

経済産業大臣 (都道府県知事) 印

第 2 頁

高圧ガス保安法抜粋

第62条 [略]

第83条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第57 (第96条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第57の2 (第96条関係)

[略]

殿

[略]

様式第58 (第96条の2関係)

[略]

都道府県知事
指定都市の長
印

殿

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。

3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。

4 [略]

様式第58の2 (第96条の2関係)
[略]

都道府県知事
指定都市の長
印

様式第57の2 (第96条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第58 (第96条の2関係)

[略]

都道府県知事 印

産業保安監督部長 殿

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。

3 [略]

様式第58の2 (第96条の2関係)
[略]

都道府県知事 印

殿

- 備考
- 1 [略]
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。
 - 4 [略]

様式第59 (第96条の2関係)
[略]

〔都道府県知事
指定都市の長〕
印

殿

- 備考
- 1 [略]
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。
 - 4 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

産業保安監督部長 殿

- 備考
- 1 [略]
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 [略]

様式第59 (第96条の2関係)
[略]

都道府県知事
印

産業保安監督部長 殿

- 備考
- 1 [略]
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 [略]

改正後

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所が地方自治法(昭和二十二年法律六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十七条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項及び第四項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第二項、第四項及び第五項、第八十条第三項、第八十一条第一項並びに第九十四条第一項及び第二項において同じ。)に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

改正前

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2 「略」

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 「略」

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 高压ガスの製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ ouch 「略」

リ 車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する高压ガスを充填するためのものに限る。）には、充填しないこと。ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

ヌ 「略」

二 「略」

3 「略」

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 「略」

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の

2 「略」

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 「略」

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 高压ガスの製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ ouch 「略」

リ 車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する高压ガスを充填するためのものに限る。）には、充填しないこと。ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

ヌ 「略」

二 「略」

3 「略」

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 「略」

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の

各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ ホ 「略」

へ 第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所で充填すること。

三 五 「略」

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十二条 「略」

2 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 五 「略」

六 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、車両に固定した容器(当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。)には充填しないこと。ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

(第一種貯蔵所の設置の許可の申請)

第二十条 法第十六条第一項の規定により許可を受けようとする

各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ ホ 「略」

へ 第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所で充填すること。

三 五 「略」

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十二条 「略」

2 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 五 「略」

六 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、車両に固定した容器(当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。)には充填しないこと。ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

(第一種貯蔵所の設置の許可の申請)

第二十条 法第十六条第一項の規定により許可を受けようとする

者は、様式第七の第一種貯蔵所設置許可申請書に第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面並びに第四号に掲げる図面を添えて、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。第二十五條及び第四十三條において同じ。）に提出しなければならない。

一〇四 〔略〕

（第一種貯蔵所に係る承継の届出）

第二十四條 法第十七條第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。第二十七條第一項において同じ。）に提出しなければならない。

（第二種貯蔵所に係る変更の工事の届出）

第二十九條 法第十九條第四項の規定により届出をしようとする第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十二の第二種貯蔵所位置等変更届書に変更明細書を添えて、第二種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該第二種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第二種貯蔵所に係る事務が令第

者は、様式第七の第一種貯蔵所設置許可申請書に第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面並びに第四号に掲げる図面を添えて、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 〔略〕

（第一種貯蔵所に係る承継の届出）

第二十四條 法第十七條第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（第二種貯蔵所に係る変更の工事の届出）

第二十九條 法第十九條第四項の規定により届出をしようとする第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十二の第二種貯蔵所位置等変更届書に変更明細書を添えて、第二種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該第二種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長に提出しなければならない。

2 「略」

(完成検査の申請等)

第三十一条 法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事又は指定都市の長が行う完成検査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、製造施設にあつては様式第十三の製造施設完成検査申請書を、第一種貯蔵所にあつては様式第十四の第一種貯蔵所完成検査申請書を、それぞれ事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第三十四條第一項において同じ。)に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は指定都市の長は、法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の製造施設完成検査証を、第一種貯蔵所が法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十六の第一種貯蔵所完成検査証を、交付するものとする。

2 「略」

(完成検査の申請等)

第三十一条 法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、製造施設にあつては様式第十三の製造施設完成検査申請書を、第一種貯蔵所にあつては様式第十四の第一種貯蔵所完成検査申請書を、それぞれ事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の製造施設完成検査証を、第一種貯蔵所が法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十六の第一種貯蔵所完成検査証を、交付するものとする。

(協会等が行う完成検査の申請等)

第三十二条 前条の規定は、高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合(当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務のうち、令第二十二條に規定するものに係る場合を除く。))にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第三十四條第一項において同じ。）」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項において同じ。）」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「都

(協会等が行う完成検査の申請等)

第三十二条 前条の規定は、高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第三十七条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事(当該販売所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長。第四十一条、第四十四条及び第七十四条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡(その事業の全部を譲り渡すものを除く。)、遺贈又は分割(その事業の全部を承継させるものを除く。)、により引き続き高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 「略」

(輸入検査の申請等)

第四十五条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第二十七の輸入検査申請書に様式第二十七の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十六條の二第一

(販売業者に係る販売の事業の届出)

第三十七条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡(その事業の全部を譲り渡すものを除く。)、遺贈又は分割(その事業の全部を承継させるものを除く。)、により引き続き高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 「略」

(輸入検査の申請等)

第四十五条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第二十七の輸入検査申請書に様式第二十七の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

項及び第二項において同じ。)に提出しなければならない。

2 「略」

3 都道府県知事又は指定都市の長は、輸入をした高压ガス及びその容器が第四十五条の三の基準に適合していると認めるときは、様式第二十八の輸入検査合格証を交付するものとする。

(協会等が行う輸入検査の申請等)

第四十五条の二 前条の規定は、協会が行う輸入検査に準用する。
。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十六條の二第一項及び第二項において同じ。)」とあるのは「協会」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前条の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。
。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十六條の二第一項及び第二項において同じ。)」とあるのは「指定輸入検査機

2 「略」

3 都道府県知事は、輸入をした高压ガス及びその容器が第四十五条の三の基準に適合していると認めるときは、様式第二十八の輸入検査合格証を交付するものとする。

(協会等が行う輸入検査の申請等)

第四十五条の二 前条の規定は、協会が行う輸入検査に準用する。
。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前条の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。
。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定輸入検査機関」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。

関」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。

4
〔略〕

(危害予防規程の届出等)

第六十三条 〔略〕

255 〔略〕

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事（当該事業所が指定都市の区域内にある場合当該事業所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

7
〔略〕

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所が指定都市の区域内に

4
〔略〕

(危害予防規程の届出等)

第六十三条 〔略〕

255 〔略〕

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならない。

7
〔略〕

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

ある場合当該事業所に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

(特定施設の範囲等)

第七十九條 「略」

2 第三十五條第一項本文に規定する都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査は、一年(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。)の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間以上)であるもの(以下「休止施設」という。)にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

一・二 「略」

3～5 「略」

6 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十五條第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八條第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

(特定施設の範囲等)

第七十九條 「略」

2 第三十五條第一項本文に規定する都道府県知事が行う保安検査は、一年(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。)の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間以上)であるもの(以下「休止施設」という。)にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする

一・二 「略」

3～5 「略」

6 都道府県知事は、法第三十五條第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八條第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第八十条 「略」

2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十一の指定保安検査

第八十条 「略」

2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受

査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(指定設備の認定が無効となる設備の変更の工事等)

第九十四条の十四 [略]

一 [略]

二 当該変更の工事が同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合

三 当該変更の工事が同等の部品への交換及び同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により交換した同等の個別ユニットについて調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合

四 認定指定設備の移設等を行った場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合

2・3 [略]

(身分を示す証票)

第九十七条 法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は

検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(指定設備の認定が無効となる設備の変更の工事等)

第九十四条の十四 [略]

一 [略]

二 当該変更の工事が同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事に届け出た場合

三 当該変更の工事が同等の部品への交換及び同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により交換した同等の個別ユニットについて調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事に届け出た場合

四 認定指定設備の移設等を行った場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事に届け出た場合

2・3 [略]

(身分を示す証票)

第九十七条 法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事がその職員に携帯させる証票は、様式第五十七

、様式第五十七とする。

(事故届)

第九十八条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十八の事故届書を、事故の発生した場所を管轄する都道府県知事(当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

(産業保安監督部長に対する都道府県知事等の報告)

第九十八条の二 都道府県知事又は指定都市の長は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十九の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

表 [略]

2 [略]

(条例等に係る適用除外)

第四百四条 第八十一条、第九十四条、第九十七条及び第九十八条

とする。

(事故届)

第九十八条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十八の事故届書を、事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

第九十八条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十九の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

表 [略]

2 [略]

(条例等に係る適用除外)

第四百四条 第八十一条、第九十四条、第九十七条及び第九十八条

(都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定め
別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第 1 (第 3 条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 2 (第 4 条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 3 (第 9 条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 3 の 2 (第 9 条の 2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第 4 (第 14 条関係)

[略]

(都道府県知事)の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府
県の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その
限度において適用しない。

様式第 1 (第 3 条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 2 (第 4 条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 3 (第 9 条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 3 の 2 (第 9 条の 2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 4 (第 14 条関係)

[略]

殿
[略]

様式第 5 (第15条関係)
[略]

殿
[略]

様式第 6 (第16条関係)
[略]

殿
[略]

様式第 7 (第20条関係)
[略]

殿
[略]

様式第 8 (第24条関係)
[略]

殿
[略]

様式第 9 (第25条関係)
[略]

殿

都道府県知事 殿
[略]

様式第 5 (第15条関係)
[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第 6 (第16条関係)
[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第 7 (第20条関係)
[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第 8 (第24条関係)
[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第 9 (第25条関係)
[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第10 (第27条関係)

[略]

殿

[略]

様式第11 (第28条関係)

[略]

殿

[略]

様式第12 (第29条関係)

[略]

殿

[略]

様式第13 (第31条、第32条関係)

[略]

殿

[略]

様式第10 (第27条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第11 (第28条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第12 (第29条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第13 (第31条、第32条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定完成検査機関名
殿

備考 1・2 [略]

備考 1・2 [略]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第14 (第31条、第32関係)

[略]

殿

[略]

様式第15 (第31条関係)

[略]

都道府県知事	印
指定都市の長	
高圧ガス保安協会 指定完成検査機関名	

[略]

様式第16 (第31条関係)

3 「」内は該当する一機関名を記載すればよい。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第14 (第31条、第32関係)

[略]

都道府県知事	殿
高圧ガス保安協会	
指定完成検査機関名	

[略]

様式第15 (第31条関係)

[略]

都道府県知事	印
高圧ガス保安協会	
指定完成検査機関名	

[略]

様式第16 (第31条関係)

[略]

都道府県知事
指定都市の長
高圧ガス保安協会
指定完成検査機関名
印

[略]

様式第17 (第32条関係)

[略]

殿

[略]

様式第18 (第32条関係)

[略]

殿

[略]

様式第19 (第34条関係)

[略]

殿

[略]

様式第20 (第34条関係)

[略]

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定完成検査機関名
印

[略]

様式第17 (第32条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第18 (第32条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第19 (第34条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第20 (第34条関係)

[略]

殿
[略]

様式第21 (第37条関係)

[略]

殿

[略]

様式第21の2 (第37条の2関係)

[略]

殿

[略]

様式第22 (第41条関係)

[略]

殿

[略]

様式第23 (第42条関係)

[略]

殿

[略]

様式第24 (第42条関係)

[略]

殿

都道府県知事 殿
[略]

様式第21 (第37条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第21の2 (第37条の2関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第22 (第41条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第23 (第42条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第24 (第42条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第25 (第43条関係)

[略]

殿

[略]

様式第26 (第44条関係)

[略]

殿

[略]

様式第27 (第45条関係)

[略]

殿

[略]

様式第28 (第45条関係)

[略]

都道府県知事
指定都市の長

[略]

様式第25 (第43条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第26 (第44条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第27 (第45条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定輸入検査機関名

殿

[略]

様式第28 (第45条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会 印

高圧ガス保安協会 印
指定輸入検査機関名

[略]

様式第28の2 (第45条の2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第28の3 (第45条の2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第28の4 (第45条の2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第28の5 (第45条の2 関係)

[略]

殿

[略]

様式第29 (第53条関係)

指定輸入検査機関名

[略]

様式第28の2 (第45条の2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第28の3 (第45条の2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第28の4 (第46条の2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第28の5 (第46条の2 関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第29 (第53条関係)

[略]

殿
[略]

様式第29の2 (第54条の2 関係)

[略]

殿
[略]

様式第30 (第56条 関係)

[略]

殿
[略]

様式第31 (第58条 関係)

[略]

殿
[略]

様式第32 (第63条 関係)

[略]

殿
[略]

様式第33 (第67条 関係)

[略]

[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第29の2 (第54条の2 関係)

[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第30 (第56条 関係)

[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第31 (第58条 関係)

[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第32 (第63条 関係)

[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第33 (第67条 関係)

[略]

殿
[略]

様式第33の2 (第67条関係)

殿
[略]

様式第34 (第71条関係)

殿
[略]

様式第35 (第74条関係)

殿
[略]

様式第36 (第75条関係)

殿
[略]

様式第37 (第78条関係)

殿
[略]

都道府県知事 殿
[略]

様式第33の2 (第67条関係)

都道府県知事 殿
[略]

様式第34 (第71条関係)

都道府県知事 殿
[略]

様式第35 (第74条関係)

都道府県知事 殿
[略]

様式第36 (第75条関係)

都道府県知事 殿
[略]

様式第37 (第78条関係)

都道府県知事 殿
[略]

[略]

様式第37の2 (第79条、第80条関係)

[略]

殿

[略]

様式第38 (第79条、第80条関係)

[略]

殿

[略]

様式第37の2 (第79条、第80条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第38 (第79条、第80条関係)

[略]

殿

都道府県知事	殿
高圧ガス保安協会	
指定保安検査機関名	

備考

1・2 [略]

3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、() を設け、休止期間を記載すること。

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5 [略]

6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

備考

1・2 [略]

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

5 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。

6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

るものとする。

様式第39 (第79条、第80条関係)

[略]

都道府県知事
指定都市の長
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
印

備考 1 [略]

- 2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 3・4 [略]

様式第40 (第80条関係)

[略]

殿

[略]

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第39 (第79条、第80条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
印

備考 1 [略]

- 2 保安検査の年月日検査職員又は検査員氏名の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 3・4 [略]

様式第40 (第80条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第41 (第80条関係)

[略]

殿

[略]

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第42 (第81条関係)

[略]

殿

[略]

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第43 (第81条関係)

[略]

殿

[略]

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日があ

様式第41 (第80条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第42 (第81条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第43 (第81条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日があ

る場合は、当該年月日を記載すること。

様式第44 (第85条関係)

[略]

殿

[略]

様式第46 (第87条関係)

[略]

殿

[略]

様式第48 (第89条関係)

[略]

殿

[略]

様式第50 (第89条関係)

[略]

殿

る場合は、当該年月日を記載すること。

様式第44 (第85条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第46 (第87条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第48 (第89条関係)

[略]

殿

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕

[略]

様式第50 (第89条関係)

[略]

〔高圧ガス保安協会〕

殿

殿
[略]

様式第55の3 (第94条の2関係)

[略]

殿

[略]

様式第55の6 (第94条の5関係)

[略]

殿

[略]

様式第55の7 (第94条の5関係)

[略]

殿

[略]

様式第55の8 (第94条の8関係)

[略]

殿

[略]

経済産業大臣 殿
[略]

様式第55の3 (第94条の2関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第55の6 (第94条の5関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第55の7 (第94条の5関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第55の8 (第94条の8関係)

[略]

〔経済産業大臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関〕
殿

[略]

様式第55の10 (第94条の11関係)

[略]

殿

[略]

様式第55の11 (第94条の14の2関係)

[略]

殿

[略]

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の11の2 (第94条の9関係)
[略]

様式第55の10 (第94条の11関係)

[略]

〔経 済 産 業 大 臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関〕
殿

[略]

様式第55の11 (第94条の14の2関係)

[略]

〔経 済 産 業 大 臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関〕
殿

[略]

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。
3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第55の11の2 (第94条の15関係)
[略]

()

殿

[略]

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第57 (第97条関係)

第 1 頁

[略]

第 号	職 氏 生 年 月 日 名
高圧ガス保安法第62条	立 入 検 査 証
の規定による	年 月 日 発 行
有効期間	印

殿

経済産業大臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関

[略]

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。

3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第57 (第97条関係)

第 1 頁

[略]

第 号	職 氏 生 年 月 日 名
高圧ガス保安法第62条	立 入 検 査 証
の規定による	年 月 日 発 行
有効期間	経済産業大臣 (都道府県知事) 印

高圧ガス保安法抜粋

第62条 [略]

第79条の3 (略) 第62条第1項(略)の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市において、指定都市の長が処理するものとする。この場合において、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。(略)

第83条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第58 (第98条関係)

[略]

殿

[略]

様式第59 (第98条の2関係)

[略]

都道府県知事

印

高圧ガス保安法抜粋

第62条 [略]

第83条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第58 (第98条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第59 (第98条の2関係)

[略]

都道府県知事

印

〔指定都市の長〕

殿

備考

- 1 [略]
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。
- 4 [略]

様式第60 (第98条の2 関係)
[略]

〔都道府県知事
指定都市の長〕 印

殿

備考

- 1 [略]
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。
- 4 [略]

備考 表中の「 」の記載は注記である。

産業保安監督部長 殿

備考

- 1 [略]
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 [略]

様式第60 (第98条の2 関係)
[略]

都道府県知事 印

産業保安監督部長 殿

備考

- 1 [略]
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 [略]

改正後

別表第一 (第二条関係)		
一	茨城県の区域のうち、鹿嶋市(光の区域に限る。)及び神栖市(東和田、東深芝、深芝及び砂山の区域に限る。)の区域	
二	千葉県 <small>の区域のうち</small> 、市原市(五井海岸のうち一番地から三番地まで、五番地、六番地及び十番地、五井南海岸のうち二番地から十四番地まで、千種海岸のうち一番地から三番地まで、五番地及び六番地、姉崎海岸のうち一番地から三番地まで及び五番地並びに八幡海岸通十二番地の区域に限る。)及び袖ヶ浦市(北袖のうち一番地から二十五番地までの区域に限る。)の区域	
三	神奈川県 <small>の区域のうち</small> 、川崎市川崎区(浮島町、殿町三丁目、小島町、田町三丁目(神奈川臨海鉄道株式会社浮島線以南の区域に限る。))、千鳥町、塩浜三丁目(日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。))、塩浜四丁目(日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。))、夜光一丁目から夜光三丁目まで、水江町、池上新町三丁目(首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。))、池上町(首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。))、扇町、浅野町、南渡田町、大川町、白石	

改正前

別表第一 (第二条関係)		
一	茨城県の区域のうち、鹿嶋市(大字光字光の区域に限る。))及び鹿島郡(神栖町大字東和田、神栖町大字東深芝、神栖町大字深芝及び波崎町大字砂山の区域に限る。)の区域	
二	千葉県 <small>の区域のうち</small> 、市原市(五井海岸のうち一番地から三番地まで、五番地、六番地及び十番地、五井南海岸のうち二番地から十四番地まで、千種海岸のうち一番地から三番地まで、五番地及び六番地、姉ヶ崎海岸のうち一番地から三番地まで及び五番地並びに八幡海岸通十二番地の区域に限る。))及び袖ヶ浦市(北袖のうち一番地から二十五番地までの区域に限る。)の区域	
三	神奈川県 <small>の区域のうち</small> 、川崎市川崎区(浮島町、殿町三丁目、小島町、田町三丁目(神奈川臨海鉄道株式会社浮島線以南の区域に限る。))、千鳥町、塩浜三丁目(日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。))、塩浜四丁目(日本貨物鉄道株式会社川崎貨物駅以南の区域に限る。))、夜光一丁目から夜光三丁目まで、水江町、池上新町三丁目(首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。))、池上町(首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。))、扇町、浅野町、南渡田町、大川町、白石	

	町、田辺新田及び扇島（川崎市と横浜市との境界線以東の区域に限る。）の区域に限る。）並びに横浜市鶴見区（安善町（東日本旅客鉄道株式会社鶴見線以南の区域に限る。））、扇島（川崎市と横浜市との境界線以西の区域に限る。））、末広町、大黒町、生麦一丁目及び生麦二丁目の区域に限る。））、同市神奈川区（宝町、恵比須町及び守屋町四丁目（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。））、同市中区（豊浦町及び千鳥町の区域に限る。）及び同市磯子区（鳳町、新磯子町及び新森町の区域に限る。）の区域	四	三重県の区域のうち、四日市市（北納屋町、末広町、千歳町、午起二丁目、大協町一丁目、大協町二丁目、三郎町、霞一丁目、日永東二丁目、大浜町、雨池町、大字六呂見、大字日永、大字馳出、塩浜本町一丁目、浜旭町、小浜町、石原町、三田町、東邦町、宮東町二丁目、宮東町三丁目、塩浜町、大字塩浜、川尻町、大治田町及び大治田三丁目の区域に限る。）の区域	五	〔略〕	六	岡山県の区域のうち、岡山市海岸通一丁目及び倉敷市（水島川崎通一丁目、水島西通一丁目、水島西通二丁目、水島中通一丁目から水島中通四丁目まで、水島海岸通一丁目から水島海岸通五丁目まで、潮通一丁目から潮通三丁目まで、松江四丁目のうち（一、〇二八番地、一、〇三五番地の一、一、〇五五番
--	---	---	--	---	-----	---	--

	町、田辺新田及び扇島（川崎市と横浜市との境界線以東の区域に限る。）の区域に限る。）並びに横浜市鶴見区（安善町（東日本旅客鉄道株式会社鶴見線以南の区域に限る。））、扇島（川崎市と横浜市との境界線以西の区域に限る。））、末広町、大黒町、生麦一丁目及び生麦二丁目の区域に限る。））、同市神奈川区（宝町、恵比須町及び守屋町四丁目（首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。））、同市中区（豊浦町及び千鳥町の区域に限る。）及び同市磯子区（鳳町、新磯子町及び新森町の区域に限る。）の区域	四	三重県の区域のうち、四日市市（北納屋町、末広町、千歳町、午起二丁目、大協町一丁目、大協町二丁目、三郎町、大字浜一色、霞一丁目、日永東二丁目、大浜町、雨池町、大字六呂見、大字日永、大字馳出、塩浜本町一丁目、浜旭町、小浜町、石原町、三田町、東邦町、宮東町二丁目、宮東町三丁目、塩浜町、大字塩浜、川尻町、大治田町及び大治田三丁目の区域に限る。）の区域	五	〔略〕	六	岡山県の区域のうち、岡山市海岸通一丁目及び倉敷市（川崎通一丁目、水島西通一丁目、水島西通二丁目、水島中通一丁目から水島中通四丁目まで、水島海岸通一丁目から水島海岸通五丁目まで、潮通一丁目から潮通三丁目まで、松江四丁目のうち（一、〇二八番地、一、〇三五番地の一、一、〇五五番地の
--	---	---	--	---	-----	---	--

七 九	地の三、一、一四三番地及び一、一七七番地の区域（南畝四丁目二五〇番地及び児島塩生字新浜の区域に限る。）の区域 〔略〕
十	大分県の区域のうち、大分市（一の洲、中ノ洲及び大字鶴崎に限る。）の区域
備考 この表に掲げる区域は、平成二十九年一月一日現在における行政区画その他の区域又は道路若しくは鉄道によつて表示されたものとする。	

様式第1 (第3条関係)

〔略〕

殿

〔略〕

様式第2 (第12条関係)

〔略〕

殿

〔略〕

様式第3 (第13条関係)

〔略〕

殿

〔略〕

七 九	三、一、一四三番地及び一、一七七番地の区域、南畝四丁目二五〇番地及び児島塩生字新浜の区域に限る。）の区域 〔略〕
十	大分県の区域のうち、大分市（一の洲、中の洲及び大字鶴崎に限る。）の区域
備考 この表に掲げる区域は、平成八年六月一日現在における行政区画その他の区域又は道路若しくは鉄道によつて表示されたものとする。	

様式第1 (第3条関係)

〔略〕

都道府県知事 殿

〔略〕

様式第2 (第12条関係)

〔略〕

都道府県知事 殿

〔略〕

様式第3 (第13条関係)

〔略〕

都道府県知事 殿

〔略〕

様式第4 (第14条関係)

[略]

殿

[略]

様式第5 (第15条、第16条関係)

[略]

殿

[略]

様式第7 (第16条関係)

[略]

殿

[略]

様式第8 (第16条関係)

[略]

殿

[略]

様式第9 (第18条関係)

[略]

様式第4 (第14条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第5 (第15条、第16条関係)

[略]

〔 都 道 府 県 知 事
高 圧 ガ ス 保 安 協 会
指 定 完 成 検 査 機 関 名 〕 殿

[略]

様式第7 (第16条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第8 (第16条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第9 (第18条関係)

[略]

殿
[略]

様式第10 (第18条関係)
[略]

殿
[略]

様式第11 (第21条関係)
[略]

殿
[略]

様式第12 (第21条関係)
[略]

殿
[略]

様式第13 (第22条関係)
[略]

殿
[略]

様式第14 (第26条関係)
[略]

殿

都道府県知事 殿
[略]

様式第10 (第18条関係)
[略]
都道府県知事 殿
[略]

様式第11 (第21条関係)
[略]
都道府県知事 殿
[略]

様式第12 (第21条関係)
[略]
都道府県知事 殿
[略]

様式第13 (第22条関係)
[略]
都道府県知事 殿
[略]

様式第14 (第26条関係)
[略]
都道府県知事 殿

[略]

様式第14の2 (第26条関係)

[略]

殿

[略]

様式第15 (第30条関係)

[略]

殿

[略]

様式第16 (第33条関係)

[略]

殿

[略]

様式第16の2 (第34条、第35条関係)

[略]

殿

[略]

様式第17 (第34条、第35条関係)

[略]

[略]

様式第14の2 (第26条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第15 (第30条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第16 (第33条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第16の2 (第34条、第35条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第17 (第34条、第35条関係)

[略]

都道府県知事

備考 1・2 [略]

- 3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、() を設け、休止期間を記載すること。
- 4 前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第3項に より当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5 [略]

- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第18 (第34条、第35条関係)

[略]

備考 1 [略]

- 2 保安検査の年月日検査職員又は検査員氏名の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 3・4 [略]

様式第19 (第35条関係)

備考 1・2 [略]

- 3 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第3項に より当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

5 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。

- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第18 (第34条、第35条関係)

[略]

備考 1 [略]

- 2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 3・4 [略]

様式第19 (第35条関係)

[略]

殿

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第20 (第35条関係)

[略]

殿

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第21 (第36条関係)

[略]

殿

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日があ

[略]

都道府県知事 殿

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第20 (第35条関係)

[略]

都道府県知事 殿

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4・5 [略]

様式第21 (第36条関係)

[略]

都道府県知事 殿

備考 1・2 [略]

- 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日があ

る場合は、当該年月日を記載すること。

様式第22 (第36条関係)

[略]

殿

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第23 (第40条関係)

[略]

殿

[略]

様式第25 (第42条関係)

[略]

殿

[略]

様式第27 (第44条関係)

[略]

殿

る場合は、当該年月日を記載すること。

様式第22 (第36条関係)

[略]

都道府県知事 殿

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第23 (第40条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第25 (第42条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第27 (第44条関係)

[略]

高圧ガス保安協会

殿

〔検査組織等調査機関名〕

[略]

様式第29 (第44条関係)

[略]

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕
殿

[略]

様式第31 (第46条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第32 (第46条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第33 (第49条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第29 (第44条関係)

[略]

殿

[略]

様式第31 (第46条関係)

[略]

殿

[略]

様式第32 (第46条関係)

[略]

殿

[略]

様式第33 (第49条関係)

[略]

殿

[略]

様式第33 (第49条関係)

[略]

 殿

[略]

様式第34の2 (第49条の2関係)

[略]

 殿

[略]

様式第34の3 (第49条の2関係)

[略]

 殿

[略]

様式第34の6 (第49条の5関係)

[略]

 殿

[略]

様式第34の7 (第49条の5関係)

[略]

 殿

[略]

[略]

様式第33 (第49条関係)

[略]

 都道府県知事 殿

[略]

様式第34の2 (第49条の2関係)

[略]

 経済産業大臣 殿

[略]

様式第34の3 (第49条の2関係)

[略]

 経済産業大臣 殿

[略]

様式第34の6 (第49条の5関係)

[略]

 経済産業大臣 殿

[略]

様式第34の7 (第49条の5関係)

[略]

 経済産業大臣 殿

[略]

様式第34の8 (第49条の8 関係)

[略]

殿

[略]

様式第34の10 (第49条の11 関係)

[略]

殿

[略]

様式第34の11 (第49条の14の2 関係)

[略]

殿

様式第34の8 (第49条の8 関係)

[略]

〔経 済 産 業 大 臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関〕
殿

[略]

様式第34の10 (第49条の11 関係)

[略]

〔経 済 産 業 大 臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関〕
殿

[略]

様式第34の11 (第49条の14の2 関係)

[略]

〔経 済 産 業 大 臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関〕
殿

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第34の11の2 (第49条の15関係)

[略]

殿

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第36 (第52条関係)

第 1 頁

[略]

第 号	職 氏 生 年 月 日
高压ガス保安法第62条	立 入 検 査 証
の規定による	年 月 日 発 行

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。

3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第34の11の2 (第49条の15関係)

[略]

〔 経 済 産 業 大 臣
高 圧 ガ ス 保 安 協 会
指 定 設 備 認 定 機 関 〕
殿

備考 1 [略]

2 ×印の項は記載しないこと。

3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第36 (第52条関係)

第 1 頁

[略]

第 号	職 氏 生 年 月 日
高压ガス保安法第62条	立 入 検 査 証
の規定による	年 月 日 発 行

有効期間

印

第 2 頁

高圧ガス保安法抜粋

第62条 [略]

第79条の3 (略) 第62条第1項(略)の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合において、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。(略)

第83条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第37 (第53条関係)

[略]

殿

[略]

有効期間

経済産業大臣 (都道府県知事) 印

第 2 頁

高圧ガス保安法抜粋

第62条 [略]

第83条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第37 (第53条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第38 (第53条の2関係)
[略]

都道府県知事
指定都市の長
印

殿

- 備考
- 1 [略]
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。
 - 4 [略]

様式第39 (第53条の2関係)
[略]

都道府県知事
指定都市の長
印

殿

- 備考
- 1 [略]
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第38 (第53条の2関係)
[略]

都道府県知事
印

産業保安監督部長
殿

- 備考
- 1 [略]
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 [略]

様式第39 (第53条の2関係)
[略]

都道府県知事
印

産業保安監督部長
殿

- 備考
- 1 [略]
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

4 [略]

3 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後

第十四条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充填をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長））に提出しなければならない。

様式第 1 (第14条関係)
[略]

殿

[略]

様式第 2 (第21条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 3 (第22条関係)

[略]

改正前

第十四条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充填をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

様式第 1 (第14条関係)

[略]

産業保安監督部長

殿

(都道府県知事)

[略]

様式第 2 (第21条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 3 (第22条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 4 (第23条関係)

[略]

上記のとおり登録する。

年 月 日

都道府県知事

指定都市の長

印

[略]

様式第 5 (第26条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 6 (第29条関係)

[略]

殿

[略]

様式第 7 (第31条第 1 項関係)

都道府県知事 殿

[略]

様式第 4 (第23条関係)

[略]

上記のとおり登録する。

年 月 日

都道府県知事 印

[略]

様式第 5 (第26条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 6 (第29条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第 7 (第31条第 1 項関係)

[略]

殿
[略]

様式第 8 (第31条第 3 項関係)
[略]

殿
[略]

様式第 9 (第36条第 1 項関係)
[略]

殿
[略]

様式第10 (第36条第 2 項関係)
[略]

殿
[略]

様式第12 (第39条関係)
[略]

殿
[略]

[略]
経済産業大臣 殿
[略]

様式第 8 (第31条第 3 項関係)
[略]
経済産業大臣 殿
[略]

様式第 9 (第36条第 1 項関係)
[略]
高压ガス保安協会
殿
検査組織等調査機関
[略]

様式第10 (第36条第 2 項関係)
[略]
容器等製造業者 殿
[略]

様式第12 (第39条関係)
[略]
経済産業大臣 殿
[略]

様式第13 (第41条関係)

[略]

殿

[略]

様式第14 (第42条関係)

[略]

殿

[略]

様式第15 (第43条関係)

[略]

殿

[略]

様式第16 (第45条第1項関係)

[略]

殿

[略]

様式第17 (第45条第2項関係)

[略]

殿

[略]

様式第18 (第45条第3項関係)

様式第13 (第41条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第14 (第42条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第15 (第43条関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第16 (第45条第1項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第17 (第45条第2項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第18 (第45条第3項関係)

[略]

殿

[略]

様式第19 (第46条第 1 項関係)

[略]

殿

[略]

様式第20 (第46条第 2 項関係)

[略]

殿

[略]

様式第21 (第46条第 3 項関係)

[略]

殿

[略]

様式第22 (第48条関係)

[略]

殿

[略]

高圧ガス保安協会

殿

検査組織等調査機関

[略]

様式第19 (第46条第 1 項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第20 (第46条第 2 項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第21 (第46条第 3 項関係)

[略]

経済産業大臣 殿

[略]

様式第22 (第48条関係)

[略]

経済産業大臣

殿

(都道府県知事)

[略]	[略]
様式第24 (第51条関係) [略]	様式第24 (第51条関係) [略] <u>高圧ガス保安協会</u>
_____ 殿	_____ 殿 <u>指定容器検査機関</u>
[略]	[略]
様式第26 (第54条関係) [略]	様式第26 (第54条関係) [略] <u>経済産業大臣</u>
_____ 殿	_____ 殿 <u>(都道府県知事)</u>
[略]	[略]
様式第28 (第57条関係) [略]	様式第28 (第57条関係) [略] <u>高圧ガス保安協会</u>
_____ 殿	_____ 殿 <u>指定容器検査機関</u>
[略]	[略]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

